

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業)

「地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業」
公募要領（三次公募）

令和8年5月19日
一般社団法人地域循環共生社会連携協会

一般社団法人地域循環共生社会連携協会（以下「協会」という。）では、環境省から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）の交付決定を受け、「地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業」に対する補助金を交付する事業を実施します。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項を本公募要領に記載しておりますので、応募申請される方は、本公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合には、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）交付規程（令和8年2月2日付け地循社協第0802021号。以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、協会としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられた方におかれましては、以下の点につきまして充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が協会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消し、交付決定の取消し、補助金の納付の取消し等の措置をとることがあります。また、支払い済の補助金のうち取消し対象となった額を返還していただくことになります。
- 2 協会から補助金の交付決定を通知する前（交付決定日前）において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、事業実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））をすることをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取消し対象となった額を返還していただくことになります。
- 6 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。「以下適正化法」という。）の第29条から第33条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

7 補助金の応募ができる者は、別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であることとします。

8 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。適正化法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この補助金の交付規程、地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業実施要領（令和8年1月16日付環地域調発第2601162号。）に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、環境省または協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消しの措置をとることもありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

- ・ 事業開始は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降となります。
- ・ 事業完了後も、環境省に対する事業報告書の提出や補助事業で取得した財産である旨の表示などの適正な財産管理を行い、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- ・ 補助事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、環境省または協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取消しすることもあります。

目次

| | |
|---|----|
| I. 事業の目的と性格 | 5 |
| II. 補助対象となる事業 | 5 |
| 1. 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業 | 5 |
| 第1号事業. 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援事業..... | 5 |
| 第2号事業. 再エネに係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援 事業 | 8 |
| III. 補助対象経費 | 11 |
| IV. 補助対象事業の選定方法 | 14 |
| V. 応募に当たっての留意事項 | 20 |
| VI. 応募申請方法等 | 23 |
| VII. その他留意事項 | 26 |
| 別紙1 暴力団排除に関する誓約事項 | 29 |
| 別紙2 個人情報の取り扱いについて | 30 |

【応募申請書類】

- ・ 応募申請書（様式1）
- ・ 実施計画書（様式2）及び経費内訳（様式3）
 協会ホームページの「公募のお知らせ」のリンクまたは、J グランツ（デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）からダウンロードしてください。

I. 事業の目的と性格

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%、2035年に60%、2040年に73%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められています。その際、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する取組として実施することが考えられます。

地域に根ざした再エネ導入には、地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、促進区域等の設定に向けたゾーニングなど多様な課題の解決に取り組むことが効果的であり、そのための支援を全国的・集中的に行うこととしています。

本補助事業では、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援（第1号事業）、再エネに係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援（第2号事業）を行います。

II. 補助対象となる事業

本補助事業の対象は、以下の各事業に関する事項に定める要件等を満たす事業とします。

1. 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業

第1号事業. 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援事業

(1) 対象事業の要件

- ア 公共施設等に太陽光発電設備等を着実に導入するための調査・計画策定事業であること（※1、※2、※3）
- イ 代表申請者は、共同申請者となる地方公共団体に対して、太陽光発電設備等の導入に向けた調査の計画や内容、本補助事業に申請することについてあらかじめ説明していること。
- ウ 代表申請者は、アの事業において次に掲げるものについて必ず実施すること（※4）
 - I 調査対象施設の構造や系統接続状況等を考慮した調査・検討（必要に応じて現地調査を行う。）
 - II 調査対象施設のそれぞれにおける採算性評価
 - III IIの結果を踏まえた太陽光発電設備等の導入手法の検討（一括調達を含む。）
 - IV II・IIIを踏まえた太陽光発電設備等の導入に向けた実効的な導

入計画の作成

エ 共同申請者となる地方公共団体は、本補助事業の調査結果を踏まえて検討した太陽光発電設備等の導入予定とその進捗状況について継続的に報告・公表すること（※5、※6）

- ※1 補助事業の完了日が属する年度の終了後、3年程度の期間の間に、本補助事業の成果に基づく太陽光発電設備等の導入に向けた動きが確認できない場合、環境省から、代表申請者又は共同申請者に対し状況確認を行う。
- ※2 環境省による状況確認の結果、代表申請者の瑕疵あるいは悪質な行為によって共同申請者となる地方公共団体において太陽光発電設備等の導入事業の進捗を確認できない場合、または合理的な理由なく、補助事業の成果に基づく太陽光発電設備等の導入に向けた検討や取組が確認できない場合には、代表申請者に補助金の返還をさせる場合がある。
- ※3 代表申請者は、本補助事業の成果物を、共同申請者の要請に応じて提供すること。
- ※4 対象事業の要件アの主旨を踏まえ、あらかじめ以下の項目に基づき共同申請者とともに調査対象施設の選定を行い、その一覧を応募申請時に提出すること。なお、必ず10以上の公共施設（建築物が現存しない単独の公有地を除く）の導入調査を実施すること。
 - ・耐用年数が20年以上である
 - ・耐震性の有無
 - ・建物の図面や構造計算書がある
 - ・建物における空きスペースやその他構造物設置の有無
 - ・建物の改修履歴や今後の改修予定が判明している
 - ・建物所管部署による太陽光発電設備等の導入に向けた検討への合意なお、必ずしも1つの地方公共団体域内で10以上の施設の導入調査を実施しないといけないというわけではない。
- ※5 本補助事業完了後の進捗状況については、年度事業報告書において詳細に報告すること。なお、年度事業報告書の提出にあたっては共同申請者と連携の上、共同申請者による本補助事業の調査結果を踏まえた取組の進捗についても報告すること。
- ※6 本補助事業は、脱炭素先行地域といった先進的取組に至ってい

ない地方公共団体を重点的に支援する事業であることから、共同申請者である地方公共団体が、これまでに脱炭素先行地域づくり事業に選定、又は、重点対策加速化事業に採択された地方公共団体が含まれていない申請を優先的に交付対象とする。

(2) 補助金の交付を申請できる者

ア 次の条件を全て満たす事業者

- ・ 日本国内の法人又は日本国民であること
- ・ 本補助事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること
- ・ 本補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること
- ・ 本補助事業終了後においても太陽光発電設備の導入等に関連する事業を継続的に実施する見込みがあること
- ・ 環境省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと
- ・ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者ではないこと
- ・ 地方公共団体との共同申請であること

イ その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

(3) 補助金の交付額

補助率 2分の1

- (補助上限額)
- ア 調査対象施設数が20以下：1,000万円
 - イ 調査対象施設数が21以上：1,500万円

(4) 補助事業の実施期間

補助事業の実施期間は、単年度とし、交付決定日から令和9年2月28日までとする。なお、補助事業の完了日とは、委託業者等から成果物の引き渡しを受け、支払が完了した日をいう。

(5) 複数回申請の取り扱い

下記事業(※1、2)での交付を受けている地方公共団体を共同申請者とする場合、当該事業にて調査対象とならなかった施設において太陽光発電設備等の導入を検討する場合のみ、再度の申請を可とする。ただし、採択にあたっては、下記事業による補助を受けていない地方公共団体(辞退した団体を含む。)を優先することとする。

※1 令和3年度補正予算、令和4年度当初予算、令和4年度（第2次）補正予算及び令和5年度当初予算「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 第1号事業の3」、令和5年度補正予算、令和6年度当初予算、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 第2号事業」

※2 令和3年度当初予算、令和3年度補正予算、令和4年度当初予算、令和4年度（第2次）補正予算、令和5年度当初予算、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算「地域レジリエンス・脱炭素化自立分散型エネルギー設備等導入事業化調査・計画策定事業（2号事業）」

第2号事業. 再エネに係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援事業

(1) 対象事業の要件

ア 地域と共生する再エネ（陸上風力、太陽光等）の導入拡大を図る目的で、以下のゾーニング等の取組を行う事業であり、本補助事業の成果物であるゾーニングマップ等が、地域における再エネ促進区域設定の際の合意形成や再エネ導入に当たって考慮すべき地域の環境への配慮事項の設定等に活用されるものであること

ゾーニング等の取組を行う事業：最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」の地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）（第21条第5項第2号）の定め方を参考に、以下の事項を記載したゾーニング報告書を取りまとめる事業

- ・ゾーニングマップ（騒音、景観等の地域特性に応じて選定した情報に係るレイヤーを重ね合わせ、各レイヤーにおける調整エリア等の課題等が整理され、適正な環境配慮を促すことができるもの※1）
- ・ゾーニングマップの根拠となるレイヤー情報等が記載されたもの

イ アの取組の結果、取りまとめられたゾーニング報告書は、補助事業の完了日が属する年度の終了後3か月以内に公表すること

ウ アの取組の結果は、取りまとめた後に地方公共団体実行計画（区域施策編）における「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等※2」に適切に反映されることが前提であること※3

エ アの取組を行う上で必要な調査・検討内容が、次に掲げる事業のいずれかに該当すること

- I 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた既存情報の収集を行う事業
- II Iに追加的な環境調査等を実施する事業
- III I及びIIに係る有識者や利害関係者、地域住民等からの意見聴取を行う事業
- IV IからIIIを踏まえたゾーニングマップを作成する事業

※1 原則として、レイヤーの選定は最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」の地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）（第21条第5項第2号）の定め方を参考に行うこととする。地域特性等の事情から本マニュアルに記載のない事項を新たに追加し、ゾーニングマップを作成・検討する場合には、当該事項が必要な理由について、合理的な説明を求めることがある。

※2 地球温暖化対策推進法第21条第5項各号に規定する地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を全て定めたもの、又は同法第21条第7項に規定する都道府県が定める基準のことをいう。

※3 補助事業の完了日が属する年度の終了後、2年を経過しても本補助事業の取組の結果を適切に反映した（「温対法第21条第5項各号」を設定又は改定、都道府県が単独で事業を行なう場合にあつては「都道府県基準」を策定又は改定（以下「策定等」という。））地方公共団体実行計画（区域施策編）が策定等されない場合、環境省から改善のための指導を行うとともに、合理的な理由がないにもかかわらず指導に従わずに地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定等しない場合については補助金を返還させることがある。

(2) 本補助金の交付を申請できる者

- ・地方公共団体（都道府県、市町村、特別区。以下第2事業において同じ。）複数の地方公共団体で共同申請する場合、本補助金の申請等を行う地方公共団体を補助金の交付の対象となる代表者（以下「代表申請者」という。）とし、他を共同申請者とする。

なお、本補助事業は、地球温暖化対策推進法第21条第5項各号に定める地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定等を目的とした取組を支援する事業であることから、都道府県が代表申請者となり、複数の市町村又は特別区と共同申請するなど、複数の地方公共団体における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定が図られる場合は、単独の地方公共団体による申請よりも優先して交付対象とする。

また、本補助事業は、脱炭素先行地域といった先進的取組に至っていない地方公共団体を重点的に支援する事業であることから、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業及び重点対策加速化事業）に採択された市町村又は特別区が含まれていない申請を優先的に交付対象とする。

(3) 補助金の交付額

補助率4分の3（補助上限額2,500万円）

(4) 本補助事業の実施期間

本補助事業の実施期間は原則として単年度とし、交付決定日から令和9年2月28日までとする。

なお、本補助事業の完了日とは、委託業者等から成果物の引き渡しを受け、支払が完了した日をいう。

(5) 複数回申請の取り扱い

下記の注釈に記載のある補助事業（※）で過去に交付を受けている地方公共団体の再度の申請について、下記補助事業にて単独又は共同での交付を受けている都道府県が代表申請者となり、複数市町村等（いずれも過去に同事業での交付を受けていない者に限る。）と共同申請する場合はこれを可能とする。ただし、初回申請の自治体を優先的に採択する。

※ 令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業 第1号事業の2」、令和3年度補正予算、令和4年度当初予算、令和4年度（第2次補正予算）及び令和5年度当初予算「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 第1号事業の2」、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 第4号事業」

(6) 事業に係る情報提供及び環境省への協力等

本補助事業に関し、環境省が主管する各種セミナーや関連する説明会・勉強会等に積極的に参加すること。

また、本補助事業の実施中及び完了後、環境省（以下第2号事業において、環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から、本補助事業の実施状況及び本補助事業完了後の取組状況等を確認するために必要な情報の提供について要請があった場合には、当該要請に協力すること。

地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成の取組の実践について、環境省から求めがあった場合は可能な限り協力すること。

Ⅲ. 補助対象経費

本補助事業の補助対象経費は、事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体においては会計年度任用職員に限る）、社会保険料、諸謝金、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で協会が承認した経費です。（補助対象経費の内容については、下表に定めるものとします。）

補助対象経費は、本補助事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

事業実施期間を考慮して、合理的な経費の積算等（特に、委託料中の人件費分）に特に留意ください。

| 1 区分 | 2 費目 | 3 細分 | 4 内容 |
|------|------|------|---|
| 業務費 | 業務費 | | 事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。 |

| 事務費 | 事務費 | | <p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p> | | | | | | | | | | | |
|---|------------------------|------|---|-----|---|---|------------------|------|---|------------------------|------|---|---------------|------|
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 949 544 994">号</th> <th data-bbox="544 949 1190 994">区 分</th> <th data-bbox="1190 949 1323 994">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 994 544 1039">1</td> <td data-bbox="544 994 1190 1039">5,000万円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1190 994 1323 1039">6.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1039 544 1084">2</td> <td data-bbox="544 1039 1190 1084">5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1190 1039 1323 1084">5.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1084 544 1137">3</td> <td data-bbox="544 1084 1190 1137">1億円を超える金額に対して</td> <td data-bbox="1190 1084 1323 1137">4.5%</td> </tr> </tbody> </table> | | | 号 | 区 分 | 率 | 1 | 5,000万円以下の金額に対して | 6.5% | 2 | 5,000万円を超え1億円以下の金額に対して | 5.5% | 3 | 1億円を超える金額に対して | 4.5% |
| 号 | 区 分 | 率 | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 5,000万円以下の金額に対して | 6.5% | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 5,000万円を超え1億円以下の金額に対して | 5.5% | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 1億円を超える金額に対して | 4.5% | | | | | | | | | | | | |

| 1 区分 | 2 費目 | 3 細目 | 4 細 分 | 5 内 容 | |
|------|------|--------------------------|-----------|--|--|
| 事務費 | 事務費 | 社会 保険料 | | この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。 | |
| | | 賃金 報酬・給 料・職員 手当 | | この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者（地方公共団体においては会計年度任用職員に限る。）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。 | |
| | | 諸謝金 | | この費目から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。 | |
| | | 旅費 | | この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。 | |
| | | 需用費 | 印刷製本 費 | | この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。 |
| | | 役務費 | 通信運搬 費 | | この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。 |
| | | 委託料 | | この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。 | |

| | | |
|--|-----------------------|--|
| | 使用料 及 賃借 料 | この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。 |
| | 消耗品 費 備品購 入費 | この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。 |

＜補助対象外経費の一例＞

- ア 地方公共団体の常勤職員の人件費及び一部の業務費（社会保険料や旅費）
- イ 事業に直接関係のない学会、講演会、会議等の出席のための旅費・参加費
- ウ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- エ 事業に係る特許出願料や法令手続き等の登録免許に要する登録料や手数料等
- オ その他、事業の実施に関連性のない経費等
 - ・ 事業実施のために不可欠とは認められない官公庁等への申請・届出に係る経費、本補助金への応募・申請等に係る経費等
 - ・ 環境省等への情報提供、ヒアリングへの対応及び有識者会議での報告に係る旅費等

IV. 補助対象事業の選定方法

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、審査を経て選定します。

応募者より提出された応募書類を基に、(3)の項目について審査委員会による審査を行い、環境省から交付を受けた補助金の範囲内において補助金の採否を決定します。また、審査にあたり、必要に応じて資料等の追加提出を求め場合があります。

審査の結果、特に必要と認められた場合に、採択に条件を付し、当該条件に係る状況について事業実施中に協会より確認することがあります。

(2) 審査について

応募者より提出された実施計画等をもとに、以下の項目について書類審査を行います。書類審査を通過した申請には、その後、外部有識者から構成される審査委員会の承認を受けて制定された審査基準に基づいて厳正な審査を行い、補助事業費予算の範囲内で補助事業の採択を行います。

なお、審査結果に対する御意見には対応致しかねます。

(3) 審査項目

○公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援事業

(第1号事業)

【確認事項】

本補助事業は、

- ・地方公共団体と共同申請を行う民間事業者を交付対象とします。
- ・共同申請者となる地方公共団体が、脱炭素先行地域、重点対策加速化事業に採択されていない申請を優先して交付対象とします。

| 対象書類 | 評価項目 | | 評価の視点 |
|---------|----------------------|--|--|
| 事業実施計画書 | 事業の実施内容 | | 公共施設等に太陽光発電設備等を着実に導入するための調査・計画策定事業であること。 |
| | 共同申請者となる地方公共団体との調整状況 | | 共同申請者となる地方公共団体に、事前に補助事業への応募について説明しているか。 |
| | 調査対象施設数 | | 要件ウのIの調査対象施設数は10以上か。 |
| | 調査・検討の方針 | | 調査・検討を実施する内容について必要性やその理由が記載されているか。 |
| | 採算性評価と導入手法の方針 | | 調査・検討の結果を踏まえた事業性確保できる導入手法の必要性やその理由が記載されているか。 採算性が取れない場合の方針に |

| | | | |
|--|---------|----------------|------------------------------------|
| | | | ついて記載があるか。 |
| | | 最大限導入するための方針 | 導入計画の内容必要性が具体的に記載されているか。 |
| | | ステークホルダーとその役割等 | 代表申請者、共同申請者の役割、業務分担等が具体的に記載されているか。 |
| | 事業の実施体制 | 単年度 | スケジュールが明確に示され、2月末までに事業完了が見込めるか。 |

【主な評価事項】

| 対象書類 | 評価項目 | | 評価の視点 |
|-------------------------|-------------------|------------------------------------|---|
| 事業実施計画書 | 本補助事業で行う調査について | 地域に根差している事業者による事業実施 | 代表申請者が、共同申請者となる地方公共団体が所在する地域内で太陽光発電設備の導入実績があるか。 |
| | | 太陽光発電設備導入経験や電力小売り事業経験のある事業者による事業実施 | 代表申請者が、発電事業者資格と小売電気事業者資格を有する。 |
| | 費用対効果の高さ | | 1施設あたりの調査に係る費用を基に評価 |
| | 組織のカーボンニュートラルへの取組 | | 2050年カーボンニュートラルに向けた温室効果ガスの排出削減目標を設定している。 |
| デコ活応援団（官民連携協議会）に参画している。 | | | |
| デコ活宣言を実施している。 | | | |
| | | エコ・ファースト認定を受けている。 | |

○再エネに係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援事業
(第2号事業)

【確認事項】

本補助事業は、都道府県が代表申請者となり、複数の市町村又は特別区と共同申請するなど、複数の地方公共団体における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定が図られる場合は、単独の地方公共団体による申請よりも優先して交付対象とします。

下記の注釈に記載のある事業(※)で過去に交付を受けている地方公共団体の再度の申請について、同事業にて単独又は共同での交付を受けている都道府県が代表申請者となり、複数市町村等(いずれも過去に同事業での交付を受けていない者に限る。)と共同申請する場合は、初回申請の自治体を優先的に採択する。

※ 令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業 第1号事業の2」、令和3年度補正予算、令和4年度当初予算、令和4年度(第2次補正予算)及び令和5年度当初予算「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 第1号事業の2」、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 第4号事業」

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(脱炭素先行地域づくり事業及び重点対策加速化事業)に採択された市町村又は特別区が含まれていない申請を優先的に交付対象とする。

【確認事項】

| 対象書類 | 評価項目 | | 評価の視点 |
|-------|---------|---------------------|--|
| 実施計画書 | 事業の実施内容 | 概要 | 対象となる再エネ種が明確に記載されているか。 |
| | | 事業内容 | 要件エのⅠ～Ⅳのうち、少なくとも1つ以上に実施内容が記載されているか。 |
| | | Ⅰ 地域の自然的・経済的・社会的条件を | 地域における既存の自然的・経済的・社会的情報のいずれも収集する計画となっている。 |

| | | | |
|--|--------------|---------------------------------------|--|
| | | 踏まえた既存情報の収集を行う事業 | |
| | | Ⅱ I に追加的な環境調査等を実施する事業 | Ⅱ で実施する内容について、その必要性やその理由が記載されている。 ゾーニングマップ作成のために明らかに必要な追加的調査であると認められる。 |
| | | Ⅲ I 及びⅡに係る有識者や利害関係者、地域住民等からの意見聴取を行う事業 | Ⅲ で実施する内容について、法定協議会、法定協議会以外の会議体、会議体以外（個別ヒアリング、アンケート等）のいずれかにより意見聴取を行う取組である。 |
| | | Ⅳ I からⅢを踏まえたゾーニングマップを作成する事業 | 対象とする再エネ種の全てについてゾーニングマップを作成することが確認できる。 |
| | | ゾーニング報告書の公表 | ゾーニング報告書が本補助事業完了日の属する年度の終了後3か月以内に公表見込みであることが確認でき、その公表方法が記載されている。 |
| | 位置付けとなる地域計画等 | 実行計画（区域施策編）への反映 | 本補助事業完了日が属する年度の終了後2年以内に、本補助事業の結果を反映した区域施策編が策定または改定される計画となっている。 次のいずれにも該当しない。 ・太陽光のうち屋根置きまたは公共施設・公有地のみを促進区域の検討対象とする、またはそのように読み取れる事業計画である。 |

| | | | |
|--|----------------|----------------|---|
| | | | ・国の基準等に照らして、対象とする再エネ種の促進区域を設定することが明らかに困難な計画である。 |
| | 事業の実施体制 | ステークホルダーとその役割等 | 関係するステークホルダーとその役割が具体的に記載されている。 |
| | 事業の実施計画・スケジュール | 単年度の場合 | I～IVの取組それぞれについて、令和9年2月末までに事業完了する計画となっている。 |
| | 事業実施関連事項について | 他の補助金との関係 | 補助対象経費に、国からの他の補助金の対象経費が含まれていない。 |

【評価事項】

| 対象書類 | 評価項目 | | 評価の視点 |
|---------------|------------------|--|---|
| 実施計画書 | 事業の背景・目的 | 事業の背景 | ゾーニングを実施する上での前提となる「地域の現状」が明確に記載されている。 |
| | | | 「地域の現状」を踏まえて「課題」が整理されており、明確に記載されている。 |
| | | | 「地域の現状」及び「課題」を踏まえ、本補助事業に取り組む「必要性又は取組の方向性」が明確に記載されている。 |
| | 事業概要 | 対象とする再エネ種 | 複数の再エネ種を対象としている。 |
| 本補助事業の成果の活用方策 | 成果の活用に関する方針及び活用策 | 本補助事業の成果について区域施策編に反映させる以外の活用策が記載されている（ただし、地域共生型再エネの導入促進に資するものに限る）。 | |

| | | | |
|--|-----------------------|---------------------------|--|
| | | | 促進区域における認定事業創出に向けた具体的取組方針が記載されている。 |
| | | ゾーニング実施後の合意形成の取組 | 各取組について、対象者や実施時期または回数が記載されている。 |
| | | | 複数の合意形成の取組を実施することとなっている。 |
| | | | 説明会、ワークショップ、その他地域の利害関係者（住民を含む）と対面での双方向的なコミュニケーションを図る取組を実施することとなっている。 |
| | 国等の施策等への取組状況 | ゼロカーボンシティ宣言 | 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明済の自治体である。 |
| | | 地域再生計画 | 地域再生計画に脱炭素の取組に関する記載がある。 |
| | 組織のカーボンニュートラル実現に向けた取組 | カーボンニュートラル実現に向けた申請者の取組の考慮 | 2050年カーボンニュートラルに向けた温室効果ガスの排出削減目標を設定している。 |
| | | | デコ活応援団（官民連携協議会）に参画している。 |
| | | | デコ活宣言を実施している。 |

V. 応募に当たっての留意事項

(1) 実施計画書の記載内容

提出した応募申請書の実施計画書に記載した内容については協会の許可なく変更することはできません。

(2) 補助事業の実施期間

複数年事業による応募は不可となります。本公募は単年度での応募に限ります。

(3) 交付申請

公募により採択された事業者には補助金の交付申請書を提出して頂きます（申請手続等は交付規程を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、原則として事業実施期間に行われる事業で、かつ当該期間中に支払いが完了するものとなります。

(4) 交付決定

協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ア 申請に係る補助事業の全体計画が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。
- イ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む）の対象経費を含まないこと。
- ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(5) 事業の開始について

補助事業者は協会からの交付決定を受けた後に、事業を開始していただきます。補助事業者が他の事業者等と契約を締結するに当たっては 契約・発注日が、協会の交付決定日以降となるよう注意して下さい。協会は、事業期間の適当な時期に事業が適切に行われていることを確認するために必要に応じて現地調査等を行います。

(6) 補助事業の計画変更等について

補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする時（ただし、軽微な変更を除く。）は、補助金計画変更承認申請書を協会に提出し、承認を受ける必要があります。

なお、補助金の額に変更を伴う場合は、変更交付申請書を協会に提出し承認を受ける必要があります。

補助事業の内容に変更が生じる可能性がある場合、必ず事前に協会担当者までご相談ください。

(7) 完了実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した時は、完了後30日以内又は事業実施年度の3月10日（水）のいずれか早い日までに完了実績報告書を協会宛に提出

いただきます。

協会は、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知を行います。

(8) 補助金の支払い

補助事業者には、協会から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出いただきます。その後、協会から補助金を支払うこととなります。

(9) 不正に対する交付決定の取消し等

応募書類に虚偽の内容を記載した場合等においては、事業の不採択、採択の取消し、交付決定の取消し、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(10) 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に事業の進捗状況や成果等に関する事業報告書を環境大臣又は大臣の指定する者に提出してください。

(11) 本補助事業の実施に係る情報提供等

本補助事業の実施内容・成果については、地域資源の持続的な活用を通して地域の脱炭素化と他の地域課題の同時解決を図るモデルとして広く波及効果が期待されることから、全国展開のための広報活動に係る情報提供等をお願いします。

① 環境省等への情報提供

本補助事業を通じて作成された成果物（報告書等）について、完了実績報告時に協会に提出してください。環境省は協会に提出された成果物について、地域脱炭素に関する調査・検討・広報等のために使用・公開する場合があります。

② 事業完了後の進捗状況

補助事業者は、事業完了の翌年度以降の概ね3年程度の間、環境省又は受託者からの要請により、事業の進捗状況等について、情報提供やヒアリングをお願いする場合があります。

(12) 知見を生かした事業の推進体制の確保

第2号事業について、環境影響評価制度に深く関わることから、ゾーンニング補助事業の事務局（環境省及び環境省がその業務の一部を委託した者をいう。）から確認がされる事項に適切に対応すること、また、事務局からの適切な助言、コメント等を適切に事業に反映をお願いします。

VI. 応募申請方法等

(1) 応募申請書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、様式1に記載するとおりです。

複数事業に応募する場合は、事業ごとに応募申請書の実施計画書及び経費内訳（様式2及び3）を提出するものとします。

なお、応募書類のうち、様式1、様式2及び様式3は必ず協会のホームページの電子ファイルまたは、Jグランツ（デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）からダウンロードして作成するようお願いします。

詳細については、下記の表を参照してください。

なお、審査過程において、必要に応じて電話又は電子メールにてヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもありますので、ご了承ください。

表 提出書類一覧

| 提出書類 | | 提出 ファイル 形式 | (1) 民間 企業 | (2) 地方公 共団体 |
|------|----------------------------------|------------------|-----------------|-------------------|
| 1.2 | 様式1 応募申請書 ^{※1、※2} | Word | ○ | ○ |
| | 様式2 実施計画書 ^{※1、※2、※3、※4} | (分割しない ください) | ○ | ○ |
| | 様式3 経費内訳 ^{※1、※2、} | | ○ | ○ |
| 別紙 | 地域再生計画 ^{※5} | PDF等 | ○ | ○ |
| 3 | 別紙 令和8年度歳入歳出予算書 (見込書) 抜粋 | Word等 | × | ○ |
| 4 | その他参考資料 ^{※6} | PDF等 | ○ | ○ |
| 4-1 | 経費に係る根拠資料 (見積書、設計書等) | PDF等 | ○ | ○ |
| 4-2 | 会社概要パンフレット等 ^{※7} | PDF等 | ○ | × |

| | | | | |
|-----|---|------|---|---|
| 4-3 | 決算報告書 ^{※8} | PDF等 | ○ | × |
| 4-4 | 定款又は法人登記簿 | PDF等 | ○ | × |
| 4-5 | その他事業内容に必要な補足資料 ^{※9} ※第1号事業について調査対象施設リスト、 | PDF等 | ○ | ○ |

- ※1 必ず協会のホームページまたは、Jグランツ（デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）からダウンロードして作成してください。
- ※2 事業ごとに記載いただく内容が異なります。注意事項等確認の上記載してください。また、提出時は必ずWord形式（分割なし）で提出してください。
- ※3 応募にあたっては、交付規程およびQ&A集を参照し、応募要件等を確認して記載してください。
- ※4 実施計画書における各欄は、必ず漏れなく記入してください。
- ※5 別紙1の<国等の施策等への取組状況>で本補助事業の実施内容が地域再生計画に位置づけられているにチェックを入れた場合、該当箇所がわかる資料を提出してください。
- ※6 書式は自由です。PowerPoint形式の場合は、表記内容の位置ズレ等の確認のため同じ内容をPDF形式でも提出してください。
- ※7 代表事業者の組織に関するパンフレット等、応募申請者の業務概要のわかる資料。
- ※8 説明書として直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書。
 - ▶ 応募申請時点において法人の設立から1会計年度を経過していない場合は、申請年度の事業計画及び収支予算を提出してください。
 - ▶ 法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出してください。
 - ▶ 応募申請者が法律に基づく設立の認可を受けている場合は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出してください。ただし、この案が作成されていない場合は提出を要しません。
- ※9 その他参考資料（応募申請書に記載した内容の根拠や補足説明となる資料等）
 - ▶ 共同申請を行う場合、共同申請者の関係を示す資料を添付してください。（協定書の写し、打合せ議事録等）
 - ※ 個人情報の取り扱いについては、別紙2「個人情報のお取り扱いについて」にご同意の上、ご提出ください。

(2) 公募期間

令和8年5月19日(火) から令和8年7月10日(金) 17時必着
※期限を過ぎて着信した申請については、遅延が協会の事情に起因しないものについては、受理しません。

(3) 提出方法及び提出先

提出期限までに原則 J グランツ (デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム) により、提出してください。J グランツを使用できない場合に限り電子メールによる提出を受け付けます。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

なお、電子メールによる提出の際は、件名に応募申請者名及び応募申請対象事業を明記のうえ、提出してください。

※メール本文及び応募申請書、(1)～(4)すべてで**最大20MB**までとなりますのでご注意ください。

※容量の関係で複数のメールに分けて送信される場合は、全体で何通のメールかがわかるように送信してください。

※電子メールによる提出ができない場合は、協会に連絡のうえ、書面に加えデータを入力したCD等を添付の上、郵送等で提出してください。

郵送等の場合：〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-12 虎ノ門ビル6階
一般社団法人地域循環共生社会連携協会 事業部

<電子メール件名記載例>

「株式会社□□ ○号事業※ 応募申請書提出」(1/3)

※ ○の部分に事業名として下記番号のいずれかを記してください。

| 番号 | 補助事業名 | 略称 |
|----|--------------------------------|--------|
| 1 | 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援事業 | 公共施設調査 |
| 2 | 再エネに係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援 | ゾーニング |

<提出用メールアドレス>

s-jisso@rcespa.jp

※持参による提出は受け付けません。

応募申請用ファイル作成にあたっての注意

ファイル名の先頭には、表 提出書類一覧の1～4と提出資料名、提出者が分かるようにしてください。

例：1_応募申請書（〇〇市）.word

同一区分の中で複数のファイルがある場合は、子番号を付けてください。

例：4-1_見積書（〇〇市）.pdf

4-2_会社概要（〇〇株式会社）.pdf

指定のファイル形式で作成できない場合は、提出前に協会に問い合わせ
たうえで送信してください（協会受領後、開けないことを避けるため）。

（4）お問合せ

<問合せ受付期間>

令和8年5月19日(火) 10時～令和8年7月7日(火) 12時

<問合せ先>

一般社団法人地域循環共生社会連携協会 事業部

E-mail : jisso07@rcespa.jp

<問合せ方法>

問合せは、原則電子メールを利用し、記載例に従い、件名に法人名及び応募予定の事業名（略称）を記入してください。

<メール件名記入例>

【〇〇県△△市】事業名（略称）について問合せ

※Q&A集を参照の上、問合せください。

Ⅶ. その他留意事項等

（1）補助金の経理について

補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、検収書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。

これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

(3) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまでに取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することをいう。）しようとするときは、あらかじめ協会の承認を受ける必要があります。

その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。完了実績報告書の提出時に、様式第11による取得財産等管理台帳も提出してください。なお、取得財産等には、環境省による補助事業である旨を明示しなければなりません。

(4) 交付規程第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとします。

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに協会に報告して下さい。

(5) 本補助事業で導入した設備及びシステムについては、導入後、別途環境

省における委託事業において実証データの取得・分析等の実施を予定しています。その際は、当該委託事業へ協力をお願いします。

(6) その他

本補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第42条）の適用を受けることができます。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られます。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

別紙1 (参考) 提出する必要はありません。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、補助事業の実施期間及び完了後の将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、交付申請書の提出をもって誓約します。

記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

別紙 2

個人情報のお取り扱いについて

応募様式にご記入いただく情報は、「個人情報」に該当しますので、一般社団法人地域循環共生社会連携協会は、記入いただきました個人情報の保護のために必要なセキュリティ対策を講じ、適切に取扱います。

具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、ご記入くださいますようお願いいたします。

1. ご記入いただいた個人情報は以下の目的に利用します。
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）の運営管理のための連絡
2. ご記入いただいた個人情報の利用について
 - (1) 1. に示す利用目的の範囲を超えて、当該個人情報を利用することはありません。それ以外の目的で個人情報を利用する場合は改めて目的をお知らせし、同意を得ることとします。
 - (2) 1. に示す目的のため、本補助金の交付元である環境省へ提供する場合があります。